

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年10月から12年9月までの期間については申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成11年10月から12年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月21日から平成14年10月1日まで
私は、昭和62年10月から平成20年9月まで、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。在職中、事業主が厚生年金保険の標準報酬月額を不正に低く届け出ているため、社会保険事務所による調査及び指導が行われたことを憶えている。

そのとき、誤った標準報酬月額の記録は、適正なものに訂正されたと思っていたのに、平成14年10月以降に係る記録しか訂正されていない。当時の支払明細書を提出するので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間の一部に係る支払明細書に記載された支給合計額（報酬月額）と、社会保険庁に記録されている申立期間の標準報酬月額を比較すると、申立人の標準報酬月額は、実際に支給されていた支給合計額（報酬月額）よりも3万円から20万円程度低く記録されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年9月については、申立人が保管している同月分の支払明細書により、控除された厚生年金保険料額が社会保険事務所に

記録されている標準報酬月額（24万円）に見合う額ではなく、26万円の標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できる。

さらに、平成11年10月分から12年8月分までの支払明細書は保管されていないが、i)平成4年1月から11年9月までの支払明細書（一部保存されていない期間あり）における厚生年金保険料控除額が26万円の標準報酬月額に応じた保険料額であること、ii)同僚から提出のあった支払明細書から、当該同僚も同年10月の標準報酬月額の定時決定があったにもかかわらず、同月以前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、iii)申立人の平成13年度市民税・県民税所得（課税）証明書に記載された社会保険料控除額から、12年1月分から同年8月分までの給与から控除された厚生年金保険料額も、26万円の標準報酬月額に見合う保険料額であると推定できるとともに、それ以前の期間となる11年10月から同年12月までの厚生年金保険料控除額も、社会保険事務所に記録されている11年9月の標準報酬月額が26万円であったことから判断すると、同年10月以降の期間と同額であったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年10月から12年9月までの期間において、26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人保管の支払明細書等において確認又は推定できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成11年10月から12年9月までの期間一致していないことから、事業主は、支払明細書等で確認又は推定できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないものと推認され、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から12年9月までの期間を除く期間の支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額については、社会保険庁の記録における標準報酬月額に見合う保険料額と一致し、実際の支給合計額（報酬月額）に見合う保険料額ではないことが確認できる。

また、当該期間のうち、支払明細書等により確認できない期間についても、上述の事情を踏まえると、実際の支給合計額（報酬月額）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、

事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の標準報酬月額の記録を上回る場合に訂正の対象となることから、当該期間は記録訂正の対象とはならない。

このほか、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年10月から12年9月までの期間については申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成11年10月から12年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月21日から14年10月1日まで

私は、平成5年10月から20年9月まで、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。私の保管している支払明細書に記載された給与の総支給額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額は大きく異なっているので、総支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間の一部に係る支払明細書に記載された支給合計額（報酬月額）と、社会保険庁に記録されている申立期間の標準報酬月額を比較すると、申立人の標準報酬月額は、実際に支給されていた支給合計額（報酬月額）よりも9万円から20万円程度低く記録されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成11年10月については、申立人が保管している11年10月分の支払明細書により、控除された厚生年金保険料額が社会保険事務所に記録されている標準報酬月額（19万円）に見合う額ではなく、20万円の標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できる。

さらに、申立人の平成11年11月分から12年9月分まで支払明細書は保管

されていないが、i) 9年11月から11年9月までの支払明細書における厚生年金保険料控除額が20万円の標準報酬月額に応じた保険料額であること、ii) 同僚の保管している12年9月分の支払明細書により、厚生年金保険料の控除額が社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に見合う保険料より高額であることが確認できること、iii) 申立人の13年度町民税課税台帳等記載事項に記載された社会保険料控除額により、12年1月分から同年9月分までの給与から控除された厚生年金保険料額も20万円の標準報酬月額に見合う保険料額であると推定できるとともに、11年11月分及び同年12月分の厚生年金保険料控除額も社会保険事務所に記録されている11年9月の標準報酬月額が20万円であったことから判断すると、12年1月以降の期間と同額であったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成11年10月から12年9月までの期間において、20万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人保管の支払明細書等において確認又は推定できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額が、平成11年10月から12年9月までの期間について一致していないことから、事業主は、支払明細書等で確認又は推定できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないものと推認され、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知（その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から12年9月までの期間を除く期間の支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額については、社会保険庁の記録における標準報酬月額に見合う保険料額と一致し、実際の支給合計額（報酬月額）に見合う保険料額ではないことが確認できる。

また、当該期間のうち、支払明細書等により確認できない期間についても、上述の事情を踏まえると、実際の支給合計額（報酬月額）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の標準報酬月額の記録を上回る場合に訂正の対象となることから、当該期間は記録訂正の対象とはならない。

このほか、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年12月から6年9月までの期間、11年10月から12年9月までの期間、及び13年7月から同年9月までの期間については申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を5年12月から6年9月までの期間については22万円、11年10月から12年9月までの期間については20万円、及び13年7月から同年9月までの期間については18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成5年12月から6年9月までの期間、11年10月から12年9月までの期間、及び13年7月から同年9月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月21日から平成14年10月1日まで
私は、平成5年10月から19年12月まで、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。ところが、私の保管している支払明細書に記載された給与の総支給額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額は大きく異なっているため、総支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係るほぼすべての支払明細書に記載された支給合計額(報酬月額)と、社会保険庁に記録されている申立期間の標準報酬月額を比較すると、申立人の標準報酬月額は、実際に支給されていた支給合計額(報酬月額)よりも6万円から19万円程度低く記録されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成5年12月から6年9月までの期間の支払明細書により、控除された厚生年金保険料額が社会保険事務所に記録されている標準報酬月額（20万円）に見合う額ではなく、22万円の標準報酬月額に見合う保険料額であること、11年10月から12年9月までの期間の同明細書により、控除された厚生年金保険料額が社会保険事務所に記録されている標準報酬月額（19万円）に見合う額ではなく、20万円の標準報酬月額に見合う保険料額であること、及び13年7月から同年9月までの期間の同明細書により、控除された厚生年金保険料額が社会保険事務所に記録されている標準報酬月額（15万円）に見合う額ではなく、18万円の標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人保管の支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額と社会保険事務所に記録された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額が、平成5年12月から6年9月までの期間、11年10月から12年9月までの期間、及び13年7月から同年9月までの期間のいずれにおいても一致しないことから、事業主は、支払明細書で確認できる保険料控除額から推定される報酬月額を届け出していないものと推認され、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年12月から6年9月までの期間、11年10月から12年9月までの期間、及び13年7月から同年9月までの期間を除く期間の支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額については、社会保険庁の記録における標準報酬月額に見合う保険料額と一致し、実際の支給合計額（報酬月額）に見合う保険料額ではないことが確認できる。

また、当該期間のうち、支払明細書等により確認できない期間についても、上述の事情を踏まえると、実際の支給合計額（報酬月額）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の標準報酬月額の記録を上回る場合に訂正の対象となることから、当該期間は記録訂正の対象とはならない。

このほか、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをう

かがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年10月から12年9月までの期間については申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成11年10月から12年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から13年12月31日まで

私は、平成2年11月から18年5月まで、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。私の保管している支払明細書に記載された給与の総支給額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額は大きく異なっているので、総支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る支払明細書を、平成13年1月から同年12月までの期間に係るものを除きすべて保管しているところ、同明細書に記載された支給合計額（報酬月額）と、社会保険庁に記録されている申立期間の標準報酬月額を比較すると、申立人の標準報酬月額は、実際に支給されていた支給合計額（報酬月額）よりも3万円から25万円程度低く記録されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成11年10月から12年9月までの期間については、申立人が保管している当該期間に係る支払明細書により、控除された厚生年金保険料額が社会保険事務所に記録されている標準報酬月額（16万円）に

見合う額ではなく、17万円の標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人保管の支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額と社会保険事務所に記録された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額が、平成11年10月から12年9月までの期間において一致しないことから、事業主は、支払明細書で確認できる保険料控除額から推定される報酬月額を届け出していないものと推認され、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から12年9月までの期間を除く期間の支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額については、社会保険庁の記録における標準報酬月額に見合う保険料額と一致し、実際の支給合計額（報酬月額）に見合う保険料額ではないことが確認できる。

また、当該期間のうち、支払明細書等により確認できない期間についても、上述の事情を踏まえると、実際の支給合計額（報酬月額）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の標準報酬月額の記録を上回る場合に訂正の対象となることから、当該期間は記録訂正の対象とはならない。

このほか、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 1 日から平成 16 年 7 月 23 日

私は、昭和 56 年 1 月にA社に入社し、同年 3 月から正社員となり、平成 16 年 7 月に退職した。

60 歳から年金を受給していたが、テレビ等で年金問題が起こっていたため、当時の厚生年金保険料とその後勤めた事業所の保険料を確認したところ、給与の額が違ってもかかわらず保険料額が同じくらいであったため当時の給与担当者によると、「社員の標準報酬月額を少なく申告していた。」とのことであった。

当時の給与明細書もあるので、申立期間について、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書 36 か月分（平成 5 年 1 月分から 7 年 12 月分まで）に記載されている給与支給額と社会保険庁に記録されている当該期間の標準報酬月額を比較すると、事業主は、報酬月額を実際に支給された給与月額よりも低く届け出ていることが確認できる。

しかしながら、当該明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁の記録の標準報酬月額に見合う保険料額とほぼ一致し、実際の給与に見合う保険料額ではないことが確認できる。

また、A社の当時の給与担当者は、「申立人が在職していたすべての期間に

ついて、申立人の社会保険事務所への報酬月額届を実際の給与額よりも低い金額で提出し、保険料についても社会保険事務所が決定した標準報酬月額に見合った保険料を給与から控除していた。」と供述していることから、給与支払明細書で確認できない期間についても、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の標準報酬月額の記録を上回る場合に訂正の対象となることから、当該期間は記録訂正の対象とはならない。

さらに、B健康保険組合での被保険者記録によると、申立人の平成6年10月の定時決定以降の標準報酬月額及び標準賞与額は社会保険庁の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 4 日から 39 年 2 月 1 日まで

私は、船員として昭和 38 年 5 月 4 日から 40 年 12 月 13 日まで A 丸に乗船していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該期間のうち 38 年 5 月 4 日から 39 年 2 月 1 日までの期間について船員保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間について、乗船していたことは間違いないので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人保管の船員手帳により、申立人が昭和 38 年 5 月 4 日から 40 年 12 月 13 日まで個人事業主が所有する A 丸に甲板員として雇い入れられていることは認められる。

しかしながら、船員手帳の記録によると、申立人は、申立期間を含め、5 回、A 丸に乗船しているものの、そのすべてにおいて、雇入及び雇止日が社会保険事務所保管の当該船舶に係る船員保険被保険者名簿に記載された船員保険被保険者資格得喪日と相違していることから、船員手帳に記載された雇入期間に準拠した船員保険の届出がなされていなかったことがうかがえる。

また、同船員保険被保険者名簿の記録により、申立期間に係る A 丸での第 4 回目の乗船において、申立人のほかの 4 人の乗組員についても申立人と同様に昭和 39 年 2 月 1 日付けで船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、同乗組員については、一人は既に死亡し、残る 3 人も連絡先不明となっていることから、当時の A 丸での船員保険の加入実態についての供述が得られない。

さらに、A丸は、昭和42年のB組合設立に伴い、同組合に所属することとなったが、51年に同組合は倒産し、同船に係る関係資料は散逸しているため、申立期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等を確認することができず、また、当時の個人事業主は既に死亡しており、事業承継者である個人事業主の親族も現在、病気加療中のため申立てを裏付ける供述が得られない。

加えて、同船員保険被保険者名簿に申立人が申立期間中に船員保険被保険者資格を取得した記録は確認できず、被保険者証記号番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。